

令和7年（2025年）7月11日

議会基本条例の検証の進め方について

1 概要

つくば市議会基本条例（以下、「条例」という。）第30条の、条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会において検証するものとする規定に基づいた検証について、令和7年1月に各会派向けに条例の現在の実施状況に対する意見及び改善提案の調査を行った。その後、令和7年5月15日の議会運営委員会において各会派からの意向を共有した上で、今後の進め方を日を改めて協議するとしたところである。

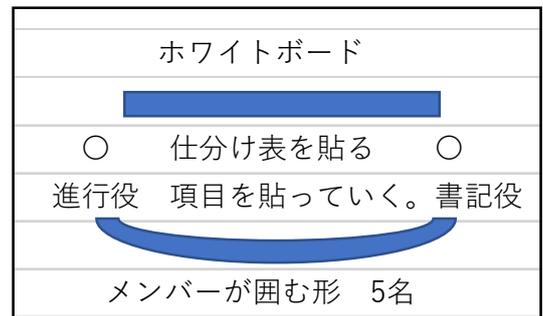
については、条例の検証の今後の進め方について以下のとおり検討を行う。

2 検証方法案（令和3年時の条例の検証方法を参考に）

(1) 検証方法

- ・調査票で各会派から各条文に寄せられた意見及び改善提案について、検証の対象となるものを選出する。
- ・正副議長及び議会運営委員会委員に加え、1人会派の6人から2人をA・Bの2班に分けて検証を進める。
- ・A・B各班でグループワークを行い、調査票で各会派から各条文に対して寄せられた意見について、緊急性・有効性等の観点から「(2) 仕分け区分」に即して仕分けし、班内で検証を行う。

※班での仕分け方法は、ホワイトボードに5つの仕分け区分を記載した表（別紙「議会基本条例の運用状況に関する仕分け結果」を参照）を貼り出し、班内の進行役及び書記役を中心として各意見を付箋で貼り付け仕分けするものとする。



(グループワークイメージ図)

- ・各班でのグループワーク終了後、各班の仕分け状況を集約する。
- ・以後、委員会において決定する。

(2) 仕分け区分

仕分け区分名	詳細
①早期に着手可能な事項	合意可能であり、軽易な調整や意識付けで実施できる事項
②前期重点課題	意見が多く、緊急性・有効性が高い事項 (議会内や執行部との協議が必要なもの)
③引き続き要協議	検証に当たり調査が必要な事項や、会派ごとや班内において意見が異なる事項
④ほか委員会協議事項	広報広聴委員会等の所管とみられる協議事項
⑤その他	既の実現できていることや、他の分類に入らないもの

(3) 班分け

※参考（前回）

役職	A 班	B 班	前回 A 班 ※参考	前回 B 班 ※参考
正副議長			小久保	皆川
正副委員長			小野	五頭
委員			黒田	神谷
委員			塚本	鈴木
委員			小森谷	小村
1 人会派			—	—
議会局			中島	川崎
議会局			大坪	町井

3 スケジュール

(1) 議会運営委員会開催（7月11日）

条例の検証の進め方及び班分けを決定

(2) 議会運営委員会（7月23日）で班分けを決定後、A・B班でグループワークを開催

各会派からの意見及び改善提案の仕分けを行い、各班の意見を集約する。

(3) 議会運営委員会開催（8月以降）

検証結果と対応(案)について委員会内で決定し、個別事案について検討を進める